

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第26回）

議事録

日時：2024年3月21日（木）9：00～11：00

場所：オンライン（Teams）

議題：

1. 開会

2. 審議事項

（1）認定高度保安実施者制度について【報告・審議】

（民間規格評価機関について【審議】含む）

（2）高圧ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数について【報告】

（3）高圧ガス保安分野に関する取組状況【報告】

（4）水素保安の取組状況【報告】

（5）産業保安に関する自主行動計画のフォローアップ【報告（配布のみ）】

3. 閉会

○鯉江室長　　高圧ガス保安室長の鯉江でございます。ただいまから第26回高圧ガス小委員会を開催させていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

　　今回もオンラインを活用した遠隔会議の形態で実施させていただくことになりました。発言の際にはビデオをオンにいただき、御発言ください。その他、何か問題や御不明な点がございましたら、随時お知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　　続いて発言方法について御説明いたします。本日の会議はTeamsによるオンライン会議ですので、会議の配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。モニターにも、説明に従って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

　　また、Teamsの使用方法について、ハウリング防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにいただけますよう御協力をお願いいたします。御発言をされる場合は、Teamsのチャット機能にて御発言意思の表示をお願いいたします。お名前、指摘する資料ページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。事務局に連絡が必要な事態が生じましたら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話をいただければと思います。詳細は事務局からお送りした説明資料を御参照ください。

　　それでは、これより議事に移ります。今回、小川委員長の任期満了に伴いまして、辻委員に委員長として議事進行をお願いしたいと考えております。辻委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○辻委員長　　この度、委員長を仰せつかりました東京電機大学の辻です。

　　委員長を引き継ぐに当たりまして、小川武史前委員長の下で、これまで合意されてきたことを尊重して、着実にかつ効果的に実現できるように努めたいと思います。今後の小委員会運営につきましても、委員の皆様十分に御議論いただき、御意見を尊重して進める所存です。

　　それでは、効率的に会議を進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。事務局より、会議定足数の報告、委員等の変更、議事の扱いの確認をお願いします。

○鯉江室長　　まず会議定足数の御報告をいたします。本日は倉貫委員御欠席と連絡を受けております。あと2名、伊藤先生と日吉先生が後ほど入るという予定になっておりまして、これを合わせると全委員10名中9名の御出席ということになります。議決権を持つ過

半数以上の委員の方に出席いただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告させていただきます。

続いて、委員等の変更について御報告いたします。まず、青山学院大学名誉教授の小川武史委員長及び慶應義塾大学理工学部機械工学科教授の松尾亜紀子委員におかれましては、任期満了となりましたので御報告いたします。また、神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長の内山和子委員におかれましては、人事異動に伴い、御後任の寺下明文様と交代となっております。

新規の委員といたしましては、東京工業大学工学院教授の荒木稚子様、そして科学警察研究所法科学第二部爆発研究室長の日吉玲子様、それと先ほど申し上げた寺下明文様に御就任いただきました。恐れ入りますが、荒木様、寺下様、日吉様の順にマイクをオンにして一言お願いできますでしょうか。

○荒木委員 東京工業大学工学院機械系の荒木と申します。専門は破壊力学とか材料力学とかの研究を行っております。よろしくお願いいたします。

○鯉江室長 よろしくお願ひします。寺下様、お願いできますか。

○寺下委員 神奈川県のかし安全防災局の工業保安担当課長をやっております寺下と申します。よろしくお願ひします。

○鯉江室長 日吉様は遅れるという御連絡がございましたので、また最後にでも時間があれば御挨拶を頂きたいと思ひます。失礼しました。

それでは、次に進めたいと思ひます。委員等の名簿はお配りしてありますけれども、今回、オブザーバーのほかに、議題（１）の審議事項の関係で一般社団法人日本溶接協会の方々にもオンライン会議に御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。

議事の扱いについて説明させていただきます。本日の会議につきましてはYouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては委員の方々の御確認を頂いた上で、ホームページ上に――（地震発生）一時中断いたします。

（中断）

○鯉江室長 中断しましたけれども、引き続き進めさせていただきます。地震被害のあるところの地域におかれましては、地震の対応を優先していただきたいと思ひます。本議事については、YouTubeで後ほどでも録画で見られますので、そういったことで対応してい

ただければと思います。

それでは、今申し上げたとおり、本日の会議はYouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては委員の方々の御確認を頂いた上で、ホームページ上で公開することとさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

失礼いたしました。日吉先生、新たに委員になっていただいたということで、一言だけお願いできますでしょうか。

○日吉委員 おはようございます。日吉でございます。大変失礼いたしました。

到着とほぼ同時に地震という、とんでもない参加になってしまいましたが、これからよろしく願いいたします。申し訳ありません。

○鯉江室長 よろしく願いします。

それでは辻委員長、お願いします。

○辻委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

まず最初の議題ですが、「認定高度保安実施者制度について」に関しまして、資料1に基づき、事務局から説明をお願いします。本件は報告及び審議事項です。審議事項については、皆様から御意見を頂きたいと思います。それではお願いします。

○鯉江室長 それでは、資料1について鯉江から御説明いたします。「認定高度保安実施者制度について」という資料でございます。

3ページ目です。このページは振り返りのページでございます。高圧ガス保安法等の一部を改正する法律というのが昨年、令和5年12月21日に施行となりました。この制度は下の表に書いてあるとおり、認定要件のところですが、①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応というのを4本柱として実施していくというものでございます。

次をお願いします。法律の施行に合わせて、我々、政令・省令等、告示・通達も改正しております。そちらについては2本の政令と、省令については1つだけ、コンビナート等保安規則というのが記載されておりますけれども、実態は9つの省令を改正いたしました。告示も5つ改正したと。通達も合わせて11通達の改正という、かなり大規模な改正になっております。改正といいましたが、新設も含まれてございまして、正確には新設・改正となっております。一番下の通達、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて」というのが、

まさに今日の御審議の内容に関する通達になります。

次をお願いします。このページも振り返りですけれども、認定高度保安実施者制度における柔軟な措置について御説明しているページです。黒抜きの部分の左側、製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出につきましては、重要な許可は引き続き許可のままですけれども、許可を届出、届出を記録保存というような措置をします。下の完成検査・保安検査については、これまでの認定制度においても自主検査でよかったのですけれども、検査の後、届出をしなければいけないというのが記録保存になるという措置をしております。

右側、保安人員、危害予防規程、定期自主検査などについても柔軟な措置をしております。

次をお願いします。先ほどの4本柱の一番下の④のサイバーセキュリティの関連リスクへの対応に関連して、サイバーセキュリティに関する調査機関の指定というのを行いましたので、御報告いたします。経済産業大臣は、高圧ガス保安法第39条の16に基づき、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者に対し、認定基準に適合しているかどうかについて意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。本制度の認定要件を検査するため、サイバーセキュリティの専門性を有した組織を経済産業大臣の指定する者として指定する要件が必要であったことから、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令を改正し、サイバーセキュリティに係る指定機関の要件を規定したということで、この省令も、先ほど申し上げた9個の省令のうちの1つの改正ということになります。

今般、一般財団法人日本品質保証機構より、サイバーセキュリティに係る認定要件の調査を行う者として指定申請等を受けたため、指定則に基づき審査を行ったところ、審査項目に適合していると評価できたことから、令和6年3月18日付で同機構の指定を行ったというものでございます。下のほうに一般財団法人日本品質保証機構、略してJQAですけれども、概要について載せております。

次のページをお願いします。これまで第1回目の認定のスケジュールについては資料でお示ししていたのですけれども、今回、年度展開をお示ししたというものです。令和6年としましては四半期に1回というスケジュールになっておりますので、このようなスケジュール感で進めることを予定しております。

それと、右から2列目の検討会ですけれども、これまでは審査会審査と呼んでいましたが、表の下のほうに書いてあるとおり、高圧ガス高度保安認定検討会という名称にさせていただこうと思っております。

次、お願いします。こちらのページも振り返りでございます。一番下です。令和5年12月21日に法律が施行になりましたけれども、そこで急に新認定に移行するということになると、事業者の方も混乱するので、円滑に移行していただくために3年間は旧認定と新認定、両方取れるというような措置をしているというものでございます。

次、お願いします。こちらからは今回御審議いただく事項、民間規格評価機関についてでございます。

次、お願いします。こちらは振り返りのページです。上のポツです。産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書において、A認定事業者に係る検査面での制度的措置として、「A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、下記のように検査面での制度的措置を拡充し、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化するものとする」とされました。また、同報告書では、産業保安における今後の技術基準等の策定の在り方として、「民間における高度な技術的知見を直接かつより迅速に国の技術基準等へと採用していくため、従来の国・安全関係団体の審議会・委員会等を通じた基準策定機能とは別に、学会、業界団体等の民間主導の規格策定機関において自律的に検討・結論づけられた技術基準等を国又は安全関係団体の技術基準等として直接採用していく仕組みの導入やその拡大を進めることが適切である」という方針が示されまして、この中で、電気事業法における民間規格評価機関等についても報告をされているというようなことになっております。

次、お願いします。その後、A認定事業者向けの特例措置として、高圧ガス小委員会において、A認定事業者向けの特例措置として、検査等に係る基準・規格の柔軟化のための新たな仕組みの導入について御審議いただきました。審議の結果、民間規格評価機関は技術評価委員会及び民間規格評価委員会を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承され、第25回高圧ガス小委において今後の進め方をお示ししたということで、下に、そのときの資料がついておりますけれども、右側のほうです。4－1と書いてあるスライドですが、その2番目のポツです。上記内容を含む民間規格評価機関の要件案について御確認いただきたいということで、ここで御審議いただいた要件について、我々、内規等に落としとしていったというものです。

さらにその下のポツです。今後、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が評価機関の要件を満たしていることを確認した上で国が承認を行うということになっておりまして、こちらの、まさに小委員会において候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満た

していることの確認というのが今回の御審議ということになっております。

次をお願いします。これが、我々が御審議した内容を省令・通達等に落としていったところでございます。上のポツです。新認定制度の詳細を定める、コンビナート等保安規則等において、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については特例が認められることとし、特定認定高度保安実施者については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができることとした。併せて、民間規格等を迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法第35条第4項における保安検査の方法に位置づけるために、コンビ則第49条の7の13第5項第3号等に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセス及び民間規格評価機関の要件を通達にて定めた。

その下の左側に該当するコンビナート等保安規則の部分を書かせております。下のアンダーラインのところ。「特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書きの規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であって、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものをを用いる場合」と、まさにこの「経済産業大臣が認める者」というのが民間規格評価機関ということで、その左側に通達が載せてありますけれども、これは先ほど一番下の通達で、今日の御審議に係る通達ですといったものの現物のコピーということになっています。

次をお願いします。今回、一般社団法人日本溶接協会より、民間規格等を評価・承認できる能力を有していることの確認の申し出がありました。「国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する」ということにしておりますので、日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が民間規格評価機関の要件を満たしているかについて、今回、御確認いただきたいというものでございます。

下に今回の日本溶接協会における民間規格評価機関の組織図がついております。日本溶接協会理事会の下に設備技術規格評価委員会、プロセス評価委員会、事務局を日本溶接協会がしますという組織で、一番下、民間規格等作成団体からの規格等の評価の申請を審査すると。この業務全体については右側に書いてありますけれども、外部評価委員会で評価を頂くということになっております。

次、お願いします。こちらが日本溶接協会内の規則及び要領でございます。オレンジ枠の設備技術規格評価委員会規則というのが親元にごさしまして、民間規格等の規格評価の

審議に係る要領等、この規則の下に各要領がぶら下がっているというような規則体系になっております。

次、お願いします。こちらから適合性確認結果の資料になりますが、表題の下に※で小さく書いてあります、先ほども出てきました民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスという内規に民間規格評価委員会の要件というのを、高圧ガス小委の御審議の結果を踏まえて、我々、規定をいたしました。表の左側、例えば①「民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない」というように、要件一つ一つについて、委員会の規則はどうなっていますかというのを審査して、その結果が一番右側の欄に「適否」というので、事務局としての見解を記載しております。このページは一般要求事項について適合性確認をしたページでございまして、全て適という判断となっております。

次、お願いします。このページが組織についての適合性確認を判断したページで、組織については4ページ続きますけれども、全て適という判断をしております。

20ページからは、評価プロセスについての適合性確認結果のページでございます。4ページ続きますけれども、全て適という判断をしております。

24ページが評価業務管理について適合性確認をした結果でございます。こちらについても全て適という判断をしております。

次、お願いします。こちらについては国による指導等について適合性を確認した結果のページでございます。こちらについても適という判断をしております。

次、お願いします。まとめでございます。日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が通達に規定する民間規格評価機関の要件に適合しているかについては、一般、組織、評価プロセス、評価業務管理、国による指導等の項目において、事務局が適合性を確認したところでございます。日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が民間規格評価機関の要件を満たしているかについて、今回、御確認を頂きたいというものでございます。それを踏まえて、今後、国として承認に向けた判断を行うこととしております。

御参考がその下に書いてありますけれども、評価プロセスにおける国の関与ということで、承認を頂いた後は、民間規格評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への立ち会い等により確認するとともに、民間規格評価機関から評価の実施状況について1年ごとの報告を求め、評価する。この1年ごとの報告を、下に枠があり

ますが、高圧ガス小委員会にて年1回、民間規格評価機関の活動について報告し、当該機関が民間規格を適切に評価・承認できていることの確認を実施するとしております。

資料1についての説明は以上でございます。

○辻委員長 御説明、ありがとうございました。ただいまの資料1の説明につきまして、御意見、御質問を頂きたいと思います。

最初に委員長から確認をよろしいでしょうか。最後のスライドなのですが、青の部分の2つ目の黒ボツの「今後、国として承認にむけた判断を」ということが書かれています。保安検査の告示に民間規格を採用する仕組みというのはもう20年前から導入されていて、それによりましてKHKSが既に承認されているという仕組みです。そのときの民間規格評価委員会、組織があると思いますが、それに求められる要件と今回の要件というのを比較すると、どうでしょうか。何か違いとかはありますか。まだ検討されていなければこれからでも構いません。

○鯉江室長 申し訳ございません。また確認させていただきます。

○辻委員長 近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤賢二でございます。

民間規格評価機関について申し上げます。まず、A認定の事業者は、自ら適切と判断した保安検査の方法を採用することが可能であります。自らの責任の下、検査方法を柔軟に変更することができます。

一方、民間規格評価機関は、A認定事業者の保安検査の方法について最終的な承認者となるため、当該機関の公正性、中立性は厳格に確認することが必要となります。候補機関として挙げられております社団法人日本溶接協会につきましては、その定款上、溶接・接合に関する業務を行うこととなっており、保安検査の対象は溶接・接合に関係ないものも多いわけございまして、溶接・接合に関する業務を行うという法人の目的を大きく超えて、保安検査の方法について評価することは適切ではないと考えております。まずこの点が問題であります。

その上で、仮に業務範囲の問題が解決したとしても、民間規格評価機関の枠組みの中で、参考資料に提示されている設備技術規格評価委員会の委員予定者には偏りがあると思います。

KHKSは、自治体等が行う保安検査の方法として、高圧ガス保安法の告示に引用されて

いる基準を作成しております。また、認定における特例的な検査方法に関しましても、第三者的な評価を行っております。こうした保安検査の方法に知見のある機関を設備技術規格評価委員会にも委員として追加することが不可欠であると考えております。また、社団法人日本溶接協会が自ら作成した規格を自らが評価するということは、同一団体が右手で規格を作成し、一方、左手で評価を行うようなものでありまして、公平性や独立性に問題があると考えております。たとえファイヤーウォールを設けたとしても、日本溶接協会の特別委員会として設置され、日本溶接協会の理事が委員を承認した委員会が自ら作成した規格を評価するのでは独立性が確保できません。恣意的な運用を招くおそれがあるため、適切ではないと考えております。

以上、縷々申し上げましたが、社団法人日本溶接協会が民間規格評価機関となることについては多くの問題があり、このように変則的にではなく、正々堂々と基準づくりができるよう、産業界と話をされてはいかがかと思います。ぜひ御再考をお願いいたします。

以上です。

○辻委員長 御意見、ありがとうございます。次の御意見を頂きたいと思います。手を挙げていらっしゃるのは吉川先生でしょうか。

○吉川委員 東大・吉川です。よろしいですか。

確認なのですが、事前の御説明のときにも確認したと思ったのですがけれども、今、民間規格評価機関で扱っている民間規格というのは、範疇としては、今回の認定高度保安実施者を認定する際にのみ用いられる規格という、そういう認識でよろしいですね。

○鯉江室長 その点について先に回答させていただきますと、今回の民間規格は、A認定事業者とスーパーとが使える方法ですがけれども、認定するときだけではなくて、途中で民間規格ができた場合も使えるようにすることを想定しています。

○吉川委員 途中でという意味は……

○鯉江室長 A認定事業者が認定を受けましたと。7年間有効になっていますから、その途中で民間規格評価機関が新たに民間規格を認めた場合です。

○吉川委員 それをまた採用してもいいということですね。

○鯉江室長 はい、そういうことです。

○吉川委員 それで、民間規格の認定機関というのは、自分の認識では、最終的な認定に用いる民間規格を、適合しているかどうかというのを認定するだけの機関であって、スーパー認定、A認定という、事業者を認定するプロセスとしては、また別途、認定のため

のプロセスがあると理解していたのですけれども、そうではないのですか。先ほどの近藤会長の御質問とも関連するのだけれども。

○江澤課長 保安課長の江澤でございます。

ただいまの質問について、いわゆるA認定、B認定といったところの認定のプロセスと、それから規格を認める制度というのは全く別でございます。A認定はA認定で事業所単位で認定を行いまして、A認定を受けた事業所が使える民間規格を策定する、評価する団体についての、今回は認定でございます。

○吉川委員 だから、それはもうA認定の認定作業とは全く別物ということですね。

○江澤課長 別です。A認定を受けた事業所が使える規格という、全く別物です。

○吉川委員 そのA認定をするときに、ある意味、使う民間規格としては自主的にできるのだけれども、A認定の認定プロセスのところで、今の民間規格をリファアーするようなところもダブルチェック的に必要なのではないかという気がしました。

○鯉江室長 先生のおっしゃっているのは、A認定の認定を審査する際に、A認定の事業者が保安検査の方法としてこれこれを使いますということが申請書に書いてあって、それも併せて審査するというプロセスが必要だと、そういったことですか。

○吉川委員 そういうプロセスです。それでチェックを入れる必要があるのではないかなという気がしました。

○鯉江室長 分かりました。

○辻委員長 ほかに御質問等はございますでしょうか。鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員 消費生活相談員の鎌田と申します。

資料1の13ページの日本溶接協会さんの委員会の組織図というのがあるのですが、それぞれの委員会や事務局の人数というのは何人くらいずついらっしゃるのかを教えてくださいと申します。どれぐらいの規模で、こういった委員会が組織されているのでしょうか。

○辻委員長 事務局から回答いたします。

○鯉江室長 参考資料1としてお配りしております「民間規格評価機関認可申請書一式及び協会概要」というのがございますけれども、その中に今回の「設備技術規格評価委員会について」という、溶接協会が作成した資料がございます。その最後のページ、33、34です。まだこれは決まったものではないと思いますが、今の御予定では、設備技術規格評価委員会で約13名です。プロセス評価委員会で17名ということ想定しているというこ

とになっております。

○鎌田委員　ありがとうございます。世の中、どんどん働く人材が少なくなっているの
で、こういった検査をする人たちというのが一体どれぐらいいらっしゃるのかなのかとい
うのが気になりましたので、ありがとうございます。

○辻委員長　近藤委員、お願いします。

○近藤委員　ありがとうございます。今の鎌田先生の御質問は、事務局はどうなってい
るのかと、こういう御質問に対して、設備委員会の人数が何人でプロセス委員会は何人で
すとおっしゃったのですが、事務局がどういう体制に分離されているのかという御質問だ
と思うので、そこは事務局の体制をお答えいただかないと回答になっていないと思います。

○鯉江室長　失礼いたしました。誤解しておりました。ここは確認して、また追って御
連絡したいと思います。

○辻委員長　よろしいでしょうか。

○鎌田委員　専門家の方がどれぐらいいらっしゃるのかというのが気になりました。あ
りありがとうございます。

○辻委員長　専門家は、設備技術規格評価委員会と、さらに幅広い人を集めたプロセス
評価委員会です。

○鎌田委員長　その人数というのは維持されるということなののでしょうか。ある程度の
人数が集まらないといけないのかなと思ったものですから。

○鯉江室長　そうですね、大体維持されます。

○江澤課長　設備技術規格評価委員会のほうで、こういった、実際の中身の検討を行い
ます。これは学識経験者、専門家ということで、ここには先ほど13人であるとか17人であ
るとか、今映っているものでございます。御質問の件がもし事務局の人数ということであ
れば——ただ事務局は実際の事務を回すということでありまして、溶接協会の事務局が全
て規格を作るということではないので、そういう意味では、御質問の件はむしろ体制が大
丈夫かということであれば、設備技術規格評価委員会の人数なのかなと。事務局は議論を
回す場の設定をするようなところでございますけれども、事務局の人数について、溶接協
会から御説明があったら。ただ、事務局が規格を作るわけではないということではあるの
ですけれども、事務局の人数について補足があれば、溶接協会のほうからお願いします。

○下田氏　日本溶接協会の下田でございます。

事務局専任者は1名を予定しております。いろいろと会議の準備をする上で、専任で担

当する事務局は1名ということです。参考資料の84ページを見ていただくと、ここに溶接協会の機構について御説明している資料があります。左側が現時点での理事会のメンバーということになります。御参考までに御確認いただければと思います。

○辻委員長 ありがとうございます。近藤委員、手が挙がっていますが、ありますか。

○近藤委員 あります。すみません、今のお話の中で、このルールを、通達での要件を見ましても、「事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない」と、こう書いてありまして、「規格策定に関し一定の知見を有し」と書いてあります。委員会で全部やるというわけではなくて、事務局もこうやってちゃんとそれなりの人がやってくれないといけませんよということがルール上も明確に書かれておりますので、先ほどの設備委員会のほうで専門家がいるから事務局は誰でもいいのだということではないし、それは全く話にならないと、私は思います。

それから、こんな細かいことを言うつもりはもともとなかったのですが、設備技術規格評価委員会とプロセス評価委員会、10数名いるうちの、そのうちの過半の方々は兼任をしておりますので、やはりこれについて、チェックプロセスが動いているようには私には思えないということを重ねて申し上げたいと思います。

ルールの点につきましては、お手元に配られている、先ほど御説明があった資料1の17ページの③であります。そこに、こういう形で書かれておりますので、御覧いただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○江澤課長 御指摘ありがとうございます。当然、規格の立案に当たっても、事務局としてきちんと技術的な知見を有することというのは非常に大事な指摘だと思います。ありがとうございます。

○鯉江室長 それと、最初に近藤会長から御指摘のあった事項で、溶接協会のほうからは、定款上は読めますという御回答を頂いておりますということと、この溶接協会自体、日本溶接協会規格という、かなり業界では定評のある規格もお作りになっていますし、J I S、日本産業規格の原案も259、お作りになっているとか、こういった技術規格については御知見を有している団体となっておりますので、そういったバックグラウンドも期待できるのかなと思っております。

○辻委員長 今の規格作りの話で言いますと、溶接協会とか、他の学協会もそうなので

すが、規格作成方法の手順も決めておりまして、J I Sに従った方法というものを一般的には採用しております。それで、公平、公正、公開ということでプロセスをきちんと踏んで、実績がありますので、溶接協会が、先ほど近藤委員が言われたような、K H Kに劣るような組織ではないと考えております。

あと、今、設備技術規格評価委員会を審議しているのですけれども、それと民間規格の作成団体の話が入り乱れていますので、これはきちんと区別して考えなければいけません。先ほど溶接協会が民間規格を作成するのだというような前提のお話もありましたが、これは一般にどこの規格協会の民間規格の評価も受け付けるというスタンスだと思います。

○鯉江室長 はい、そのとおりです。13ページにもありましたとおり、民間規格自体は一番下のオレンジの部分、民間規格等作成団体が作ったのを、この組織で評価をするというスキームになりますので、民間規格自体を作るのは下のオレンジの部分の組織になります。

それと、申し忘れましたが、溶接協会様はI S Oの17024というのをお取りになっていて、その中で組織についても公正だということを審査されていますので、その点も申し添えておきます。

○辻委員長 ほかに御意見はいかがでしょうか。吉川先生、お願いします。

○吉川委員 溶接協会の方にお伺いしたいのですけれども、学識経験者というのかな、大学関係で、やはり溶接技術と言えば阪大の、元溶接研というような認識なのですが、その先生方が理事の中にも全く入っておられないし、この技術評価的なところにも入っておられないのだけれども、それはどのようにお考えの上のことなのでしょうか。

○鯉江室長 溶接協会さん、お答えできますか。

○下田氏 日本溶接協会の下田でございます。

まず理事会のメンバーの中には南先生が入っております。

○吉川委員 すみません、見落としていました。

○下田氏 それで、設備技術評価委員会には、まだ予定ですけれども、入っておりませんが、溶接に限らず、保安検査の方法は幅広くいろいろな視点、分野で評価していただくということで、溶接に限定して委員を選定するということは、我々、そもそも考えにありませんので、できるだけ幅広い分野でと考えている次第です。

○吉川委員 その割には学識経験者が少なかったような気がするのですけれども。

○下田氏 委員の方の割合も意識しながら、あまり特定分野の方の比率が高くない

ように、なるべくばらけるようにということも考えさせていただきました。

○吉川委員　ただ、今のばらけるというのは、メーカーさんとか検査機関とかフロントエンジニアとか、そういう意味でのばらけ方ですね。学識経験者としても、もう少し幅広の、そこまでここで立ち入ったことを言うあれではないのかもしれないけれども、学識経験者についても、分野も考えてもうちょっと幅広に考えていただいたほうがよさそうな、そんなメンバー表だったような印象でした。

○下田氏　ありがとうございます。まだ打診を続けている段階ではございますので、今の御意見を参考にさせていただきます。

○辻委員長　そうしましたら、委員のバランス等、各分野の意見がきちんと反映されるように、ルールにも書かれているので大丈夫だと思いますが、そのようなことで準備していただけることになると思います。

○鯉江室長　委員は、この御承認のプロセスとは別にまた見させていただこうと思っています。正直申し上げて、そこの参考にも横国の方が2名並んでいるのですけれども、こちらについては事務局ももうちょっとバランスを考えたほうがいいのではないかというような御指摘はさせていただいているところで、ただ、今回の承認プロセスとは関係がないというか、後の話なので、資料は頂いたままという状況でございます。

○江澤課長　委員の皆様、御意見等ありがとうございます。委員の選定については、まず溶接協会での御判断を尊重したいと思います。御指摘いただいたように、委員会の偏りであるとかプロセス、それから中立性といった観点も当然大事なことでございますが、本日は通達に定める要件の適合性の確認の結果を、事務局としてさせていただいたものを、この高圧ガス小委員会でも御確認いただいた上で、今後、溶接協会の民間規格評価機関として適切なかどうかといったところは国としてしっかり判断してまいりたいと思います。本日頂いた意見はきちんと、そこを踏まえた対応にいたしたいと考えております。

○辻委員長　それでは、今、御発言いただいたようなことで進めるということによろしいでしょうか。

○近藤委員　発言があります。

○辻委員長　どうぞ。

○近藤委員　高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。ただいまの議論ですと、民間規格評価機関について、「日本溶接協会を認める」という判断をされたということですか。

○鯉江室長　いえ、違います。こちらでも検討して、もう一度改めて委員長とも相談し

つつ、高圧ガス小委のほうに……

○江澤課長 国としての判断は今後、しっかりさせていただきたいと思います。本日は、要件の適合性について御確認いただきたいということでございまして、溶接協会を民間規格評価機関として認めるかどうかということは今後の国の判断ということでお考えいただければと思います。本日の御指摘はしっかり踏まえた上での対応をしたいということでございます。

○近藤委員 正しく理解できていればいいのですが、今の、これだけの議論があった状況の中で、この民間規格評価機関をこういう形で決めますよという、ルールについてはこれでいいですかということが決まったのですね。その上で溶接協会をどうするかについては、今後、もう一回考えると、こういう理解でいいのですか。それとも、溶接協会はこのままやりますということなののでしょうか。私がよく理解できないので、教えていただきたいと思います。

○江澤課長 どちらも同じなのかなと思っているのですが、

○近藤委員 違います。

○江澤課長 判断については、改めて考えると、そういうことでもなく、今後考えるということでございます。この民間規格評価機関を認めるに当たってのルールは既に定まっています。それに基づいて、要件に適合しているかどうかの確認をこの場でお願いしているという状況でございまして、頂いた御指摘を踏まえて、今後、国が判断するということとであります。

○近藤委員 そうだとすれば、今の要件の適合性の一個一個について、これが本当に適かどうかを、私はここが適だとは思いませんというのがあったら言わなければいけないということですか。そうなら、私は今の時点ではこれには賛成をいたしかねます。私が申し上げているように、そもそもこういう形で溶接協会が溶接でないところまで保安のルールを作るというのはいかがなものかと申し上げているだけで、溶接協会が溶接に関する保安、ルールを作るのは、私は反対をいたしません。したがって、そこをある程度はつきりさせていただかないと、もう一回考えますけれども要件は全部適合ですというのは決まっていますから、溶接協会になりましたと言われるのでは、私は納得いかないというのを申し上げますので、再考をお願いしたところであります。もしこれをそのまま決定で行うというのであれば、私は賛成いたしかねますし、各委員に賛否について採択をして、その結果を議事録に残していただかないといけなくなってしまうと思うので、今の御結論の出し方

については、私は納得がいきません。ルールをこうすると。高度認定保安実施者をどういうルールで決めるかということについては私は賛成をいたしますが、溶接協会が、その一個一個について適か不適かというのについて、一項目ずつ議論するというのなら、一項目ずつ意見を言わなければならなくなりますので、それについて賛成をするわけにはいかないと、こういうことでございます。

○鯉江室長　　ちなみに、どの要件に合っていないと、今、お考えかというのは……。

○近藤委員　　先ほどから申し上げているように、そもそも溶接協会が溶接の範囲を超えて保安についてのルールを何でも作れますということであれば、溶接のプロの集団である溶接協会が溶接でない保安ルールまでお作りになるのですかという質問に対して、それが適切かどうかということをちゃんと見ていただかなければいけないと思っているのです。それはもう繰り返し申し上げているところでありますし、今のように、適か不適かのところは、これでうんと言えと言われるのであれば、一項目一項目について精査をして、回答したいと思います。

○江澤課長　　近藤委員、ありがとうございます。適否について、先ほど事務局側からの説明で、これは全て適と見ているということで、それ以上の説明がなかった中で、この場で議論するのは、事務局からの提案説明としても内容として不十分かと思います。適と、我々事務局として判断をしたという状況ではございますけれども、その点についての御意見をいただいたということでございまして、この時点で適否についての確認がなされなかったという状況なのかと思います。そういったことを踏まえて、今後、高圧小委で再度議論することも含め、検討していきたいと思います。

それはそれとしても、溶接協会を民間規格評価機関として認めるか否かということは国としての判断で、この場にお諮りしているものでもないですし、我々として、今の段階で決定したということでもないのでありますけれども、この適合性の確認の結果についての御説明が十分でなかった点、さらにここについての議論をしなければいけないという御指摘でございますので、この場で決め切るということはいたしませんので、今後、再度高圧小委で議論することも、先ほど申し上げましたが、検討していきたいと思います。

○近藤委員　　高圧小委でやるのですか。

○江澤課長　　その方向で検討したいと思います。

○近藤委員　　それなら結構です。

○辻委員長　　それでは、以上で1番目の議題を終了しまして、続きまして議題2から4

にしまして、資料2から資料4に基づき、事務局から説明をお願いします。本件は報告事項です。

○鯉江室長　それでは、まず資料2について御報告いたします。「高圧ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数について」でございます。

まず高圧ガス事故の状況でございます。

次をお願いします。令和5年の事故件数は693件、対前年で40件減少しました。その693件のうち、噴出・漏えいが約9割を占めています。人身事故件数につきましては40件、対前年10件増加、うち死者は3名で1名増加、負傷者は58名で25名増加。重大事故件数としては、A級は起こりませんでしたが、B1級が4件ということで2件増加という結果となりました。

次、お願いします。こちらは各年の推移を示したものでございます。一番右側は合計で693件でございます。製造事業所が598件で大半を占めているということになっております。

次をお願いします。その製造事業所について、種類別に見たのがこのページでございます。598件のうち、冷凍の事業所における事故が291件と約半数を占めているという状況になっております。

次、お願いします。また、この事故全体を現象別に見たページになります。693件中噴出・漏えいが620件ということで大半を占めているということになります。このページだと、その他の事象が下に張り付いてしまって、よく分からなくなっていますので、この部分だけ確認したのが次のページになります。

爆発5件、火災17件、破裂30件、その他21件という結果になっております。多少の増減はございますけれども、特徴的に何か起こったというわけではなく、過去からのトレンドが続いているのかなと見ております。

次、お願いします。こちらは事故件数及び死傷者数でございます。人身事故件数は40件、死傷者数は61名、死者は3名、重症者は13名、軽症者は45名ということになっています。

次、お願いします。こちらは平成23年から令和5年までの累計でございます。ハード面では腐食管理不良が最も多く、ソフト面では誤操作・御判断が最も多いということになっております。

続きまして、重大事故及び法令違反件数についてということで、まずは次のページ、重大事故についてでございます。

重大事故は、直近5年で17件発生ということで、2023年は4件発生しました。この4件

の1つずつについて、次のページで御説明をします。

1 件目がバイオマス発電所におけるCO中毒事故でございます。発生日時は2023年2月6日、静岡県で発生した事故です。事故区分は消費、事象はその他、事故原因はその他（不完全燃焼によるCO中毒）。概要です。発電所の建設現場において、作業員2名がCO中毒で倒れ、そのうち1名が死亡、救出を試みた作業員を含む10名が軽症を負う事故が発生した。事故当時、隣接するボイラー棟内部ではLPガスを用いた仮設バーナーによる乾燥作業を実施していたということで、この仮設バーナーの排気ガスが作業現場に回りまして、排気ガス中に含まれていたCOによる中毒ということになります。対応です。高圧ガス消費中の事故であるため、静岡県において、法令の遵守状況について確認。一部法令違反が判明したため、報告書の提出を求めた。

2 件目です。爆発火災事故（ブタンガス爆発火災）です。発生日時は2023年3月10日、福島県で発生した事故です。事故区分は製造所（液石）一種、事象は爆発、事故原因はその他で調査中となっています。概要です。カセットボンベ充填工場において、ブタンをカセットボンベに充填中に爆発が発生し、従業員3名が重傷、1名が軽傷を負う事故が発生した。対応は調査中としています。なお、この充填工場は爆発以来、今も休止中の状況ということになっています。

3 件目。窒素供給管の誤接続による窒息事故。発生日時は2023年10月20日、滋賀県で発生した事故です。事故区分は製造所（一般）二種、事象はその他、事故原因は誤操作・誤判断。概要です。反応槽前で作業員1名が倒れているのを上司が発見し、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。槽内洗浄作業に際し、使用する送気マスクのホースを誤って窒素の供給管に接続したことが原因。対応です。高圧ガスの製造所における誤操作・誤判断による事故であるため、滋賀県において、法令の遵守状況について確認。今後、再発防止策の実施状況について進捗を確認予定です。

4 件目です。ガソリン及び酸素ガス消費中災害事故。発生日時は2023年10月25日、愛媛県で発生した事故です。事故区分は消費、事象はその他、事故原因は不良行為。概要です。屋外作業場において、従業員が空ドラム缶を無加圧式ガソリン・酸素溶断トーチを使用し溶断作業を実施していたところ、ドラム缶が爆発し、吹き飛んだドラム缶の天板が作業員に当たり死亡した。この空ドラム缶はもともと引火性の液体の入っていたドラム缶で、空だったのですけれども、まだ引火性の蒸気が残っていて、それが爆発したということでございます。対応です。高圧ガス消費中の爆発事故であるため、愛媛県において、法令の遵

守状況について確認。一部法令違反が判明したため、文書等により指導を実施ということとなっております。

次のページが、高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反についてです。上のポツです。現時点で83認定事業所が存在し、直近5年で累積11事業所において高圧ガス保安法の違反があったということになっております。下のグラフに示してあるとおり、2023年は6事業者において違反が発覚したということになっております。こちらについては※1のほうにも詳細に記載させていただいております。

認定事業所は高い保安力が求められているところ、2023年は6事業所の法令違反があり、うち2事業所においては認定完成検査実施者の認定取り消しを行いました。法令手続等の厳密な実施を確保するために、自治体とも連携して、引き続き的確に注意喚起を行っていくことにしたいと考えております。

資料2の御説明は以上のとおりです。

続きまして、資料3について御説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、まずは規制改革実施計画を踏まえた規制見直しの取組ということで、水素スタンドと燃料電池自動車関連でございます。

次をお願いします。このページは、規制改革実施計画に基づく規制見直しの進捗状況です。青枠の中、赤字の部分をお覧ください。85項目中、これまでに76項目が実施済みとなっております。左側の表、赤枠の部分、計画の番号で申し上げますと、26、38、49、54、56につきましては、今回、赤字で示してあるとおり、令和5年12月21日の公布・施行によって措置済みとなったものでございます。右側のグリーンのところ、R2計画の計画番号でいうと21のd、こちらは5年3月で検討済みとなりましたものです。次のページで御説明があります。

左側は燃料電池自動車等の規制の一元化ということで、措置内容としましては、燃料電池自動車等に対し、道路運送車両法上の車検制度等により安全を確保できるものについては高圧ガス保安法の適用除外とし、規制を一元化ということです。右側の水素スタンド関係の左側ですが、H29のNo.38については、圧力リリーフ弁の不要化等について、関係省令とか例示基準を改正してからでもいいとなったというもので、R2のNo.21のdについては検討済みと、先ほど表の右にあったものです。措置内容としましては、既存制度において対応が可能であり、新たな規制見直し措置等は行わないという結論となったものでございます。

次をお願いします。こちらは、令和6年度に措置等を予定している項目です。上が燃料自動車用容器の国際調和です。措置内容は、自動車の基準は国際調和されている中、今般、燃料電池自動車に関する世界技術規則（G T R）及び型式相互承認規制（U N R）について、上記内容を含めた基準が改正され、国内法令をこれに整合させるため、必要な省令等の改正を行うということでございます。国連の中にこのようなグループがございまして、そこで一定の結論が出ましたので、それを国内法令に落とし込むという改正でございます。

下が水素スタンド関係で、今回はR 2－No.21 b、R 2－No.21 c、R 5－No.68の3件について、おのおの措置をする予定ということを記載しております。

次をお願いします。ここからは例示基準及び基本通達の見直し等の状況でございます。

次、お願いします。1. です。例示基準及び基本通達の見直しについてで、このページは、パブリックコメントは終了してしましまして、現在、施行準備中のものとなっております。例示基準関係については①から⑥まででございます。中でも③については、令和4年、高速道路の豊田ジャンクションでL Pガス容器を運搬中の爆発事故を受けた措置となっております。これについては前回でしたか、高圧小委でも御報告した内容です。

下の基本通達関係については①から⑨まででございます。

次のページをお願いします。2. が例示基準及び基本通達見直しで、これからパブリックコメントを予定しているものでございます。（1）が在宅酸素療法における液化酸素の移充填の取扱いで、（2）が一般則・コンビ則第7条の3第1項の圧縮水素ステーションの防火設備の不要化というものでございます。

次をお願いします。続きまして、バルクローリーに関する地方分権提案対応でございます。

このページは振り返りですけれども、令和3年度地方分権提案において、バルクローリーの許可等について、液化石油ガス法上の許可を受けた場合には高圧ガス保安法上の許可を不要とすることという提案があります。これを受け、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針というのが閣議決定をされまして、その中で、下のほうに書いてあるように、バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可及び充填設備の許可等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなりました。

それを踏まえて、次のページをお願いします。昨年の委員会です。これらの地方分権提

案を踏まえ、事務手続を合理化し、許可審査等に係る手数料の低減を図ることとしたというのが昨年御審議いただいた内容で、令和5年3月15日液化石油ガス小委員会、同じ内容で、令和5年3月24日に高圧ガス小委員会にて御審議いただいたというものであります。その後、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針というのが閣議決定されまして、その中で、重複する事務の手続の合理化、許可審査等に係る手数料の低減化を図ることとします。

内容としましては、バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可に係る手続のうち、充填設備の許可に係る審査結果を利用するものについては令和5年度中に政令を改正し、手数料を引き下げ、当該審査に係る事務の運用の考え方と併せて、地方公共団体に通知する。下のポツです。これにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を改正（令和5年12月6日）するとともに、関係する許可等事務手続の手数料の考え方を示す運用通達を関係自治体等に発出、これが令和6年2月29日です。この通達については今も当方のホームページで公開しているところです。

下のほうに、手数料がどうなったかというのをお示ししてあります。移動式設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもので、液化石油ガス法の許可済みの場合においては、改正前が2万1,000円だったものが、改正後は6,000円になりましたということでございます。

次をお願いします。続きまして、高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直しについてでございます。

このアナログ規制見直し自体は政府全体の取組でございます。左下のほうにデジタル臨時行政調査会というのを記載させていただいておりますけれども、こういった政府全体の動きの一環でございます。

右のポンチ絵の中に、今般、制度見直しの内容というのがございますけれども、下に法律が並んでいますが、産業保安においても、高圧ガス保安法だけではなくて、電気事業法やガス事業法も対象となっているというものでございます。

次をお願いします。これはデジタル庁が政府全体を見ておりまして、デジタル庁による既存規制のデジタル原則への適合性の点検というのをやっています。上のポツです。デジタル庁では代表的な7類型というのがあって、①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧としまして、点検、見直しを行うと。高圧ガス保安分野においては、①、③、⑤、⑥、⑦が対象となっております、その下に数字が書いてありますけれども、法律・政令・省令では788項目となっております、告示・

通達は23条項が対象となっております。

次をお願いします。ここから2枚は前のページの788項目について検討した結果でございます。規制の類型ごとに——このページは①の目視規制と③の定期検査について調べた結果となっております。一番上が、高圧ガス保安法第20条等となっておりますが、完成検査です。目視以外の新技術を用いた方法による検査が妨げられない旨、通達にて明確化。これは令和3年3月済みになってはいますが、それ以外にも令和6年6月の予定とか、そういった検討の方向性を示したページになってはいます。

次をお願いします。こちらが⑤、⑥、⑦について検討した内容を示したページです。「等」でまとめてしまっているところもありますけれども、これで全て、最初にお示しした788項目の検討の方向性をまとめたことになっております。

次、お願いします。こちらは告示・通達の23条項です。こちらにつきましては、既に令和6年1月29日付で以下の通知をもって措置済みということでもあります。左側、例えばで申し上げますと、(1)目視規制についてです。別表1に掲げる告示における目視による調査、巡視及び点検については、これら条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたいというような内容の通知をしまして、デジタル原則に適合させたということとなっております。

次は1月の能登半島地震への対応でございます。

高圧ガス法及び石炭法に係る設備につきましては、LPガス・アンモニア等の高圧ガスや原油の漏えい等が一部で発生しました。ただし、いずれも人的被害及び場外への影響は生じていないという事故でございましたということで、下のほうに、輸入基地、充填所、容器流出等の被害について記載させていただいております。青枠の中、2つ目のポツです。必要な法令上の措置等による支援というのも実施しております。

下の容器流出につきましては次のページをお願いします。ガス安全室とともに、このような流出の注意喚起文を配付しているところで、これはホームページでも公開されております。

次をお願いします。これが保安法令関係の措置でございます。上のポツです。特定非常災害特別措置法に基づき、令和6年能登半島地震による災害が、令和6年1月11日付で特定非常災害に指定され、保安検査・定期自主検査等の履行期限のある法令上の義務を令和6年4月30日まで延長することなど、各種措置が講じられるというもので、これは政府全

体で、このような特定非常災害特別措置法というものでいろいろな法律に履行期限のあるものを延長しましたということで、この一環として、高圧ガス法上の履行期限のある義務も延長となっております。

次のポツです。これが高圧ガス保安法特有の措置ですけれども、高圧ガス保安法令に定める事務については、令和6年3月19日の告示制定により、災害救助法の適用地域について、以下のとおり措置を講じている。(1)としましては、義務講習受講期限の延長。保安係員、保安主任者及び保安企画推進員等が受けなければならない義務講習について、受講期限をそれぞれ延長。(2)としましては、国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化というのをやっています。

ということで、次のページに、まさに官報に、3月19日、できたてですが、記載させていただいております。

次をお願いします。延長の考え方をこちらのページから各員ごとに記載されておりますが、このページは保安係員と保安主任者で、それぞれ1年とか6か月とか延長になっていますというページで、これ以降、説明のページが続きますけれども、これらについては今後の周知活動に活用させていただこうと思っております。最後が業務主任者となっております。

資料3の説明は以上でございます。

○江澤課長　　続きまして、資料4につきましては、保安課長の江澤から御説明します。

「水素保安の取組状況」ということでございまして、これについての御報告でございます。

1ページ目を開けていただければと思います。こちらは大規模な水素利用に向けた保安の全体戦略ということでございます。これまでの、従来の水素の主な利用範囲というのは、水素ステーションであるとかモビリティといったところに対応してきたわけですが、この水素の利用範囲というのは、大型の液化水素タンクや水電解装置、ローリー、パイプラインというところから、さらに工場や発電所への利用といった、さらにモビリティもいろいろなものに拡大していったございまして、保安の規制の面からは安全を前提としつつ、利用環境の整備を、こういったサプライチェーン全体に水素が活用されていくことを踏まえた対応が重要であるということでございまして、水素保安戦略の全体戦略を策定する必要があるということでございます。

それに伴いまして、2ページでございます。水素保安戦略、昨年3月に公表したものでございます。検討会でまとめた内容でございます。こちらは復習でございますけれども、

水素保安をめぐる環境の変化と課題ということでございまして、水素の利用拡大の要請から、利用のテクノロジーも進展しています。業態も融合、多様化してございまして、さらに安全利用に対する要請も引き続きあるということでございまして、主要国の動向等を踏まえるといった環境の変化と課題がございまして。

水素保安戦略の策定に当たっての基本的な考え方は、大規模な水素利活用が今後あるということで、それを前提としまして、規制の合理化・適正化を含めて、水素の利用を促す環境整備を構築するために技術開発を進めるということなのですが、その際に、新たな利用ニーズを安全面で裏づける科学的データを取得していくことが不可欠だということでございまして、世界的スタンダードを目指すといったことでございまして。

これに基づいて、3つの行動計画と9つの具体的な手段ということの水素保安戦略の中に入れ込んでございまして、1番目の柱としては、単に技術開発をするのではなくて、その際に科学データや根拠をちゃんと取っていこうということでございまして、事業者とともに、保安についての科学的データを戦略的に獲得するのだということでございまして。単に技術開発をするのではなくて、その際にデータをしっかり取っていくということで、それを保安活動に生かしていくということでございまして。共有領域に関するデータの共有等も行います。

それから、円滑な実験・実証環境の整備をするであるとか、ルールの合理化・適正化というところについては、いろいろなスピード感が違いますので、サプライチェーンにおいて優先的に取り組む分野の考え方、今後の道筋の明確化、さらに第三者認証機関であるとか検査機関の整備・育成、地方自治体との連携といったところを手段に盛り込んでおります。水素の利用環境整備については、リスクコミュニケーション、人材育成、それから各国の動向、規制の調和に向けた取組も注力するということであります。

こうした3つの基本的な方針と9つの行動の下に、例えばでございまして、これが3ページです。科学データを戦略的に獲得するのだということでございまして。2023年で、NEDO事業で大型の液化水素タンクを作るというプロジェクトがあります。世界に類を見ない5万立米クラスの水素タンクでございまして。マイナス250℃をさらに下回るような水素タンクでございまして、これに応じた技術開発をしていくわけですが、その際にしっかりデータを取っていこうということでありまして、NEDOの事業内で科学的データを取得する。例えば、現状の規制ですとタンクから敷地境界までの距離は液化水素とLNGを比較しますと2倍程度の距離を取らなければいけないということがございましてけれども、

こういった実証実験を通じて、どのような距離を取ることが適切なのかということも検討していきますし、タンクに係る防液堤についても、液化水素の特性を踏まえて、マイナス253℃といった液体の水素が大量に漏えいすることを想定した実証を行っていく。それに基づいて規制も合理化していくということでございます。

4 ページ、こちら、簡単にでございますけれども、事業者に応じて、リスクに応じた高度な柔軟な保安というのが引き続き求められているということございまして、先ほども議論がありましたが、認定高度保安実施者制度が設けられていますし、KHKによる詳細基準事前評価といったものもありますので、こういったものを活用しながら、国際調和や国際標準作りを図っていくということでもあります。

水素保安の在り方です。5 ページが全体像を示したものでございます。先ほどの水素保安戦略だけではなくて、個別の業界の規制改革要望への対応というのも行っています。JH2A、これは水素の関連団体でございますけれども、会員企業から140の要望がございまして、これに基づいて、個々の対応をどうしていくのかということもやっています。個別の規制課題についての対応では、先ほどのような大型の液化水素タンクの離隔距離であるとか、そういったところの検討もしていきます。さらにクリーン水素の利用拡大における制度的な対応ということございまして、これについては水素の新しい法律を通常国会に提出しておりますので、それについての御説明をさせていただきたいと思います。

6 ページが、この通常国会に提出しています法律でございます。脱炭素経済成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案という、非常に長い法律案でございます。水素社会推進法というように我々、略称で呼んでおります。この背景といったところは飛ばしまして、定義として、低炭素水素というのは水素等であってということでございます。水素等の中には※のアンモニアや合成メタンのような合成燃料が想定されます。この製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下のものの国際的な決定に照らして、我が国のCO₂の削減に寄与するもので、省令で定める要件に該当するものが低炭素水素等でございます。

基本方針を策定します。それから（3）として、国・自治体・事業者の責務を規定しています。この法律の一番コアの部分でございますけれども、計画認定制度というのがございます。計画を国内、また海外で、輸入する事業者も入りますけれども、水素を供給する事業者、また利用する事業者が、単独、又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出します。その計画の認定基準なのですけれども、経済的かつ合理的であったりとか、我が国の産業

の国際競争力強化に寄与するものであること。価格差に着目した支援とか拠点整備支援を希望する場合には、供給側と利用側双方が連名となった共同計画を出し、一定期間内に供給が開始されるということでございまして、2030年が一定の期間内ということでございすけれども、一定期間以上継続的に行われるということで、15年間の支援を検討しております。その後、10年は自ら独立してやっていくということであります。利用者が低炭素水素を利用するための設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。さらに、この水素の導管や貯蔵タンクを整備する港湾とか道路等が、港湾計画や道路の土地利用の状況に照らして適切であることといった要件があります。

認定を受けた事業者に対する措置として、(3)です。価格差に着目した支援と拠点整備の支援というのがございまして、拠点整備については共用のパイプとか配管、貯槽といったところが助成金の対象となっております。こちらは資源エネルギー庁のほうで対応していくということでございます。それから、我々の高圧ガス関係でいうと、高圧ガス保安法の特例として、認定計画に基づく設備等に対しては一定期間、都道府県知事に代わって経産大臣が一元的に許可や検査等を行う。さらに港湾法の特例、それから道路占用の特例といったことが、この中で規定されます。

最後の3番のところは、水素等の供給事業者、これは低炭素に限らず全ての事業者の判断基準を定めまして、それが今後、なるべく低炭素になっていくように、一定規模以上の水素の供給事業者の取組が著しく不十分であるときは勧告・命令を行うといったことがございます。電気・ガス等の利用を促進するための制度の在り方については、今後の検討ということになっております。

最後のページ、水素保安に関する新たな措置でございます。高圧ガス保安法に基づく製造許可、各種検査（完成検査・保安検査等）は、現状、国が定める基準に基づいて都道府県等が実施しているわけでございます。今後の低炭素水素等の大規模な利用と供給については前例のないものでございまして、具体的には下の模式のとおりでございますけれども、一定期間としては3年を想定しています。3年間について、保安検査等については国自ら全般的に実施することで事業の迅速化に有効であるということでございまして、より合理的な、適正な技術基準を今後、適用していきたいと考えています。

この3年間の間に――2年間は高圧法上の認定高度保安実施者の認定を受けることはできないのですが、2年を経過した以降は、事業所が認定高度保安実施者の認定を受け得ることになりますので、国が保安検査等を行う一定期間が3年でございますので、2年を経

過した後の3年までの間に自主保安のほうに移行していただくといった制度となっております。

説明は以上でございます。

○辻委員長 御説明ありがとうございました。

○鯉江室長 それと、審議事項のほうには（５）で産業保安に関する自主行動計画のフォローアップというのが書いてございます。これにつきましては例年行っているものですが、各業界団体さんに自主行動計画のフォローアップというのをまとめていただいておりますので、これを配付しておりますので、この配付をもって報告事項に代えさせていただきます。

以上でございます。

○辻委員長 それでは、資料２から４、補足の配付資料として資料５－１と５－２ということで御説明いただきました報告事項ですが、御質問等があればお願いいたします。近藤委員、お願いします。

○近藤委員 資料２と資料４に関連して申し上げます。まず資料２の13ページでございしますが、認定事業所の法令違反について少し申し上げたいと思います。

本日の資料では、直近５年で累積11事業所に違反があったという報告がございました。違反行為の数につきましては、各社が自ら公表しているベースでも、2022年はこの１件でございしますが、この１件の事業所で67件、2023年は６社とありますが、そのうち２社が自ら違反件数を公表しておりまして、41件と107件ということで、非常に多くの違反が見逃されていたことが分かってきたわけでございます。法令違反を繰り返さないためにも、関係者全員が情報を共有して、正しく状況を認識し、再発防止策を水平展開するなどして、本気で取り組んでいただいて、改善していただかなければいけない。そうしないと、認定制度に対する信頼を損なうものとなるわけであります。

特に、新しい制度では、古い制度と比較をいたしまして、自主的な保安に委ねる部分が大きくなっております。つまり、新制度ではこうした法令違反を未然に防ぐため、事業者自らが法への適合性を確認する能力を要件として課しているわけでございます。各事業者におかれましては、自らの行動についてしっかりと見つめ直していただいて、事故防止のため、法令違反の防止に努めていただきたいと、お願いをしたいと思います。

２つ目は、資料４の水素保安の取組情報の資料に関してでございます。水素の利活用やCCSの導入を通じましたGXの推進のためには、日本国内に限らず、海外の事故からも

多くの教訓を学び、その教訓を基に再発防止の対策を行うとともに、必要に応じてルールの見直しを繰り返すことで、保安という土台をしっかりと固め、社会を支えていくことが重要であります。

私どもKHKは、アメリカのCHS（Center for Hydrogen Safety）とか、欧州のHySafe（International Association for Hydrogen Safety）という機関がございますが、こういった海外の水素保安機関に加盟しておりますので、このような海外機関とも連携を図りながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

水素社会推進法案とCCS事業法案は、先週でございますか、12日に国会審議が始まりました。成立した場合には、公布後半年以内に施行になるというように聞いているところでございます。仮にこのまま審議が進みました場合には年内の施行となることが予想されているわけでございます。KHKは、水素関連等のKHK基準の整備を加速して進めるために、今月、水素等規格委員会を設置いたしました。4月早々には初回の規格委員会を開催し、基準案を作成し、パブリックコメントなど所要の手続を経て、今年の夏頃までに水素製造のための水電解装置の技術基準を制定するなど、新法の施行に向けた取組を進めてまいります。国際的な調和を図るとともに、国内外で得られた知見を取り込みつつ、リスクに応じた適切かつ合理的な基準を整備してまいりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○辻委員長 コメントありがとうございます。続きまして吉川先生、お願いします。

○吉川委員 ありがとうございます。資料4の2ページ目のリスクコミュニケーションについて御質問です。リスクコミュニケーションはすごく重要な課題で、非常に難しい課題でもあると思っています。コミュニケーションを取るべきは水素事業者さんと近隣住民の方かなと思うのですが、そのような二者の関係にあって、国として何をすべきかというようなことをどうお考えかということ伺いたいというのが1点です。

具体的に言うと、次の3ページ目にあるように、今、大型の液水貯槽を川崎で作るという話が進んでしまっていて、その際のリスクコミュニケーションが十分行われているのかというのが非常に不安に思っているところでありまして、そういった観点からも、リスクコミュニケーションをさらに進めるために、国としてどういうことをお考えかということを伺いたいと思います。

○辻委員長 御質問ですが、事務局、回答できますでしょうか。

○江澤課長　近藤委員、吉川委員、御指摘ありがとうございます。まさに、この認定事業者、高度な保安を行う前提というか、そういったことで認定を与えているわけございまして、引き続き厳格にやっていきたいと思います。法の適合性も自ら確認するべきというのは御指摘のとおりでございまして、その際に一つ一つ、ここを間違えていたのだというようなことを、報告があった場合には我々としても厳正に対処していきたいと思います。立入検査等でもしっかり確認していきたいと思っております。今後とも御協力を頂ければと思います。

それから水素について、海外の事故から学ぶ必要があるというのは非常に重要だと思っております。CHSであるとかHySafe、水素のステーションの不具合についても意見交換等が行われているということでございます。そういった海外の経験、さらに水素関連の基準というところで、引き続きKHKとも連携させていただければと考えております。

それからリスクコミュニケーションでございます。まさに吉川先生のおっしゃったとおり、事業者と住民のリスクコミュニケーションということでございます。環境アセスというものをやるわけではないのですけれども、しっかり民間の事業者が地域の住民等の理解に努めることは非常に重要かと思えます。

国としての役割ということでございます。我々としては、いろいろな声も入ってきておりますので、リスクコミュニケーションを促す活動であるとか、我々としても水素の保安についての分かりやすい情報発信といったところで、これは事業者向けでもあるのですけれども、水素ポータルサイトというところでの発信なども行いながら、事業者と住民によるリスクコミュニケーションが円滑に図られるように、国としても、これは規制当局というだけではなくて、推進側とも連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○辻委員長　吉川委員、よろしいでしょうか。

○吉川委員　基本的にはそういうことだと思うのですけれども、具体的に何か今、川崎の案件に関してされていますか。そんなことはなかなか言えないのかもしれないけれども。

○江澤課長　状況を確認してまいりたいと思います。まさにリスクコミュニケーションをやるのだというのは個々の対応が非常に重要になってきますので、川崎の状況も含めて、よく状況を確認しながら必要なことをやっていきたいと思っております。具体性のない中身でございまして、大変恐縮でございますけれども、リスクコミュニケーションは重要だという理解はしております。

○吉川委員　　よろしくお願いします。

○辻委員長　　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項につきましても終了とさせていただきます。

本日の議題は以上となります。ありがとうございました。

その他、事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○鯉江室長　　連絡事項です。本日の議事録は、委員の皆様には御確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、今回で任期満了となる委員の皆様もいらっしゃいます。吉川委員と熊崎委員です。今までの御貢献に感謝申し上げます。まだ時間も多少ありますので、よろしければ一言ずつ、お願いしたいと思います。まずは吉川先生、お願いできますでしょうか。

○吉川委員　　吉川です。

こちらこそ、いろいろな意味で勉強させていただきまして、どうもありがとうございました。やはり保安の行政というのは、エネルギー戦略であれ、今、盛んに議論されているGX戦略であれ、非常に重要な部分でございますので、この部分を保安という観点、安全確保していただくという観点で、今後もしっかり議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鯉江室長　　ありがとうございます。引き続き熊崎委員、お願いいたします。

○熊崎委員　　熊崎です。

今、吉川先生もおっしゃいましたけれども、私もこちらに参加させていただいて、大変勉強になりました。皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

技術の発展に伴って、問題が山積しています。発展を促進するような合理化と、保安をこれからもこちらの委員会が担われると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。今までありがとうございました。

○鯉江室長　　どうもありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○辻委員長　　それでは、本日も委員の皆様から活発な御議論、御意見を頂戴しましてありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

○鯉江室長　　本日も御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

—了—